

健康で快適な生活は

水洗家庭から

下水道は多くの役割をはたします



水質保全



水洗便所化



環境保全



浸水防止

もくじ

- | | |
|------------------|--------------------|
| ●排水設備……………1 | ●受益者負担金制度……………9 |
| ●市指定排水設備工事店一覧表…3 | ●工場・事業所排水と除害施設……16 |
| ●改造資金等融資あっせん制度…5 | ●排水設備の正しい使い方……17 |
| ●下水道使用料……………6 | |

小郡市下水道課

排水設備

1. 排水設備の設置及び水洗便所への改造義務

下水道が整備されると、下水道法に基づき、この地域が下水道処理区域として公示され下水道が使用できるようになります。

処理区域になると家屋の所有者または使用者は、供用(使用)開始の日からすみやかに下水道を利用しなければなりません。下水道法及び市下水道条例では、台所・風呂などの生活排水は遅滞なく(1年以内)、くみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造するように義務づけられています。

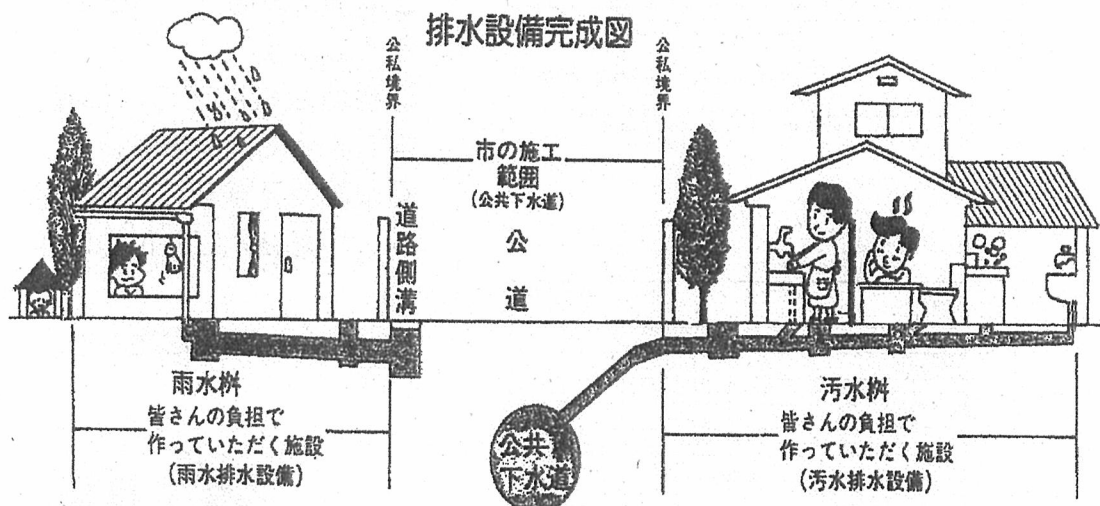
し尿浄化槽も廃止し、遅滞なく(1年以内)直接下水道に接続しなければなりません。

水洗便所への改造は、排水設備の設置工事と同時に施行することが経済的であり、一回ですべての工事が終わり便利です。

また、処理区域内での新築家屋は、すべて水洗便所を設置しなければならないように義務づけられています。(建築基準法第31条)

2. 排水設備と公共下水道

市では、汚水と雨水は別々に流す分流式を採用しています。



3. 水洗化等の工事をするときは

市が指定した工事店(指定工事店)でなければ工事をすることができません。指定工事店は市で定める指導基準に基づいて責任施行を行います。また、市役所への書類の提出なども皆さんに代わって行います。

指定工事店の施工上の欠陥による故障などは、工事完了検査合格後1年以内は無償で工事店が修理いたします。

(市 役 所)

① 工事完了検査

② 確認申請書

③ 工事完了代金

④ 確認書の交付

⑤ 工事着手

⑥ 設計見積り

⑦ 工事の依頼

⑧ 工事代金の支払

(水洗化工事申込者)

(指定工事店)

[illegible]

◎市の完了検査に合格すると、下記のシールを玄関に貼付します。

小郡市下水道排水設備指定工事店一覧表

平成28年4月1日

工事店名	所在地	電話番号	工事店名	所在地	電話番号
小郡市			久留米市		
南飯田建設	小郡市干潟700-2	0942-73-2289	久留米市三瀬町高三瀬1426-2		0942-64-5562
和泉プロパン住宅設備(南)	小郡市三沢浦田1434-4	0942-75-0806	久留米市合川町1237		0942-44-0671
伊藤設備	小郡市古飯480-1	0942-65-9914	久留米市田主丸町豊城30-2		0943-72-1010
稲益設備	小郡市二森173-1	0942-72-6556	久留米市東合川75-1チェリーハウスC棟107号		0942-45-6333
大谷工業	小郡市干潟1133-3	0942-72-2528	久留米市東合川5-6-29		0942-44-8880
木村工務店	小郡市寺福堂831-2	0942-72-7079	久留米市野中町140-15		0942-43-1251
御坂口組小郡支店	小郡市祇園1-5-4	0942-72-1884	久留米市宮ノ陣町八丁島1745		0942-33-7546
御サクラ技建	小郡市井上585-4	0942-73-1389	久留米市東郷原町283		0942-32-5410
桜住設	小郡市吹上1036-1	0942-73-0037	久留米市北野町今山436番地1		0942-78-4188
南佐々木水道設備	小郡市津古1333-1	0942-75-8185	久留米市山川神代3-8-30		0942-43-6071
サンエス工業(株)	小郡市横隈1838-1	0942-75-1113	久留米市大橋町合衆490		0942-47-1702
御柴田工業	小郡市力武993-1	0942-75-3205	久留米市高良内町941-1		0942-44-5770
南宗管工事	小郡市大保1091-1	0942-75-4600	久留米市諏訪野町1850-1宇都ビル		0942-33-4804
タック設備(株)	小郡市松崎970-1-1	0942-72-8220	久留米市高良内町2556-24		0942-45-1285
南田中商会	小郡市三沢1230-2	0942-75-8216	久留米市宮ノ陣町八丁島150-2		0942-34-0225
御とどろき設備	小郡市三国が丘七丁目9番地	0942-75-6667	久留米市北野町高良267-27		0942-78-6456
成富住宅設備	小郡市松崎830-3	0942-72-4415	久留米市御井町2436-1		0942-43-3111
南筑土建(株)	小郡市稲吉93-1	0942-73-1175	久留米市東合川町403-2		0942-43-1768
日栄工業	小郡市小坂井49-1	0942-72-3543	久留米市東郷原町283-2		0942-35-6998
株式会社 弘岡興業	小郡市二タ1246-1	0942-55-9519	久留米市三瀬町清松249番地3		0942-64-5816
御藤田設備	小郡市三沢4419-5	0942-75-1845	久留米市郷原町104		0942-65-6790
星野設備工業	小郡市小郡1326	0942-73-4771	久留米市城島町西青木22-1		0942-62-2891
南前田住宅設備	小郡市小坂井346-3	0942-72-7592	久留米市国分町828-4		0942-21-1530
ミヤジマ住宅設備	小郡市古飯751-1	0942-73-0678	久留米市善導寺町飯田783-2		0942-47-1717
南武藤設備	小郡市小郡769-25	0942-72-1503	(有)平田建築コンサルtant	久留米市北野町稲敷413-1	0942-78-6424
森山建設(株)	小郡市大保1001-1	0942-75-6214	御福井設備	久留米市荒木町下荒木541-1	0942-26-7111
山川建設(株)	小郡市平方208-1	0942-73-0938	南福沢住宅設備	久留米市山川神代3-2335-3	0942-44-8432
南吉本商事	小郡市小坂井116-1	0942-73-0942	フジクリーン久留米(株)	久留米市東合川3-3-6	0942-44-4777
大刀洗町			南二又設備商会	久留米市田主丸町牧14-6	0943-72-0800
南秋山組	三井郡大刀洗町山隈1715-12	0942-77-3311	御プレホーム	久留米市北野町十郎丸2260番地の1	0942-78-7110
南秋山重建	三井郡大刀洗町大字山隈18-1	0942-77-1411	ベスト技研(南)	久留米市北野町中477-18	0942-78-7840
南安達組	三井郡大刀洗町大字菅野417-1	0942-77-0395	マルセン工業(株)	久留米市合川町1237	0942-41-8020
南井上住設工業	三井郡大刀洗町富多788-4	0942-75-0493	御森山	久留米市三瀬町清松42-5	0942-65-0114
クリーンテック九州	三井郡大刀洗町高樋1090	0942-77-0886	御矢野設備	久留米市宮ノ陣2丁目6-26	0942-39-2218
南大誠設備	三井郡大刀洗町大字上高橋1423-6	0942-77-5290	山口設備(株)	久留米市草野町吉木1356-3	0942-47-1828
御高木設備	三井郡大刀洗町大字守部738	0942-77-3151	御ユーズ	久留米市上津町2192-877	0942-22-1882
中村勝良商店	三井郡大刀洗町富多1320-2	0942-77-0262	御ユニイチ	久留米市東合川4丁目9-25	0942-45-3033
南平田設備工業	三井郡大刀洗町大字山隈1712-12	0942-77-1584	吉原住設	久留米市安武町安武本2061	0942-26-7757
堀内住設	三井郡大刀洗町下高橋3969	0942-77-3961	南リパブル	久留米市荒木町荒木549-14	0942-27-2563
堀内設備	三井郡大刀洗町大字下高橋3407-1	0942-77-2770	朝倉市・朝倉郡		
渡辺建材設備	三井郡大刀洗町本郷4591	0942-77-0038	御ウエダ工務店	朝倉市頓田9-13	0946-24-3963
久留米市			南梅野商店	朝倉市杷木古賀1641	0946-26-2112
アクア企画	久留米市上津町2192-610	0942-21-6112	御梅野設備	朝倉市杷木町大字久喜宮628-1	0946-62-3127
御和泉オークス	久留米市野中町1055-1	0942-32-5769	御浦設備工業	朝倉市三奈木4955-2	0946-24-6965
御今村隆次商店	久留米市城島町城島32-5	0942-62-3108	御エステート工房	朝倉市菩提樹585-6	0946-26-0808
御梅野工務店	久留米市高良内町2944-81	0942-44-4181	御エフ・テクノ	朝倉市牛木900番地1	0946-24-7070
南エース工業	久留米市安武町安武本2729-7	0942-26-0221	南小川電機設備	朝倉市杷木池田663-6	0946-62-0455
御大久保建設	久留米市御井町2436-7	0942-43-1629	南武田設備	朝倉市杷木町大字古賀1721	0946-62-2755
御オージーエイ	久留米市北野町大城186-3	0942-55-5055	南田中設備	朝倉市長谷山406	0946-25-0206
オフィスかよ設備設計	久留米市津福本町75番地15	0942-39-2732	御ファイン設備	朝倉市中島田186-2	0946-22-7400
オフィス正木	久留米市山本町耳納231-6	0942-44-5002	和智設備サービス	朝倉市朝倉町大字大庭4148	0946-52-1795
環境設計久留米	久留米市南3-9-14	0942-22-1869			

小郡市下水道排水設備指定工事店一覧表

平成28年4月1日

工事店名	所在地	電話番号	工事店名	所在地	電話番号
朝倉市・朝倉郡			福岡地区		
安部設備	朝倉郡筑前町野町1673-10	0946-24-2101	古賀設備衛	春日市須玖南7-38	092-518-5999
㈱三並設備工業	朝倉郡筑前町曾根田2395-2	0946-42-8202	㈱吉竹設備工業	春日市春日原東町3-28	092-501-0188
小林工業	朝倉郡筑前町中牟田177-1	0946-42-9000	㈱カワキタ	太宰府市坂本1-8-5	092-923-2569
堺設備工業	朝倉郡筑前町篠隈165-23	0946-42-5717	㈱筑紫商会 太宰府営業所	太宰府市水城3-24-7	092-921-1155
鯨島設備	朝倉郡筑前町中牟田859-3	0946-42-1357	㈱原設備 太宰府営業所	太宰府市梅香苑3-3-10	092-922-9087
柴田設備	朝倉郡筑前町高上559-4	0946-21-3390	㈱美建工業	太宰府市五条2-10-17	092-922-3579
㈱太陽エコース	朝倉郡筑前町篠隈156-6	0946-42-2278	㈱アキラ建設	大野城市乙金東1丁目6-6	092-513-3500
㈱フクダヤ	朝倉郡筑前町原地蔵1855-8	0946-22-3373	つつみ住設備	大野城市畑ヶ坂1丁目2番7号	092-517-5920
㈱前田設備商会	朝倉郡筑前町弥永1064	0946-24-6161	南信設備㈱	大野城市栄町1-2-21	092-581-0393
ミヤハラ	朝倉郡筑前町東小田735-1	0946-42-2320	(有)平田設備	大野城市南ヶ丘7丁目16-5	092-596-0420
㈱山一ホーム	朝倉郡筑前町二110-1	0946-42-4820	朝日設備工業	筑紫郡那珂川町王塚台3-149	092-953-3598
山下工業	朝倉郡筑前町松延167-2	0946-42-5236	藤原設備	粕屋郡粕屋町大隈352番地	092-938-7155
行武電気商会	朝倉郡筑前町東小田399-1	0946-42-2274	㈱藤木商会	粕屋郡宇美町障子岳南6-5-16	092-932-1757
筑紫野市			裕設備	粕屋郡宇美町宇美中央3-21-15	092-933-7582
㈱青木工業	筑紫野市大字阿志岐2068-1	092-925-8356	泉住設	福岡市西区横濱1-20-25	092-407-4940
㈱一新工業	筑紫野市上古賀4-8-8	092-922-8111	㈱岩丸産業	福岡市早良区田村4-8-23	092-863-2661
㈱キヨミ工業	筑紫野市塔原南2丁目7-42	092-920-5300	㈱英友工業	福岡市南区日佐4-16-5	092-582-6381
黒石設備	筑紫野市大字牛島386-64	092-924-5746	㈱溶合設備	福岡市早良区賀茂4丁目6-26	092-834-4402
㈱三機産業	筑紫野市杉塚1-8-5	092-923-1414	㈱環境施設	福岡市西区小戸3-50-20	092-894-6168
シージー設備㈱	筑紫野市紫2-12-12	092-925-7564	㈱ケンユウ産業	福岡市博多区空港前2-19-7	092-612-7456
㈱設備工房とくみつ	筑紫野市大字下見144-22	092-926-7155	コトブキ住宅設備	福岡市東区宮松3丁目12番1号	092-621-5116
田中住宅産業㈱	筑紫野市諸田55-3	092-926-4355	酒井建設㈱	福岡市東区青葉1丁目11-5	092-692-2075
中央設備㈱	筑紫野市杉塚6-10-7	092-923-1144	三共工業㈱	福岡市博多区吉塚1-44-2	092-623-0127
㈱東筑設備工業	筑紫野市大字永岡814-7	092-925-0106	㈱サンセツ	福岡市早良区早良4丁目33-10	092-803-1641
中地設備	筑紫野市石崎3-30-5	092-925-8415	㈱サンワ商会	福岡市早良区祖原20-12	092-823-2981
㈱西日本住設	筑紫野市二日市中央3-9-7 3F	092-921-6136	㈱秀成建設	福岡市東区青葉1丁目11-5	092-692-2091
㈱馬場崎設備	筑紫野市針指東1-2-31	092-924-1672	㈱城東コーポレーション	福岡市東区八田一丁目7番32-103	092-663-6165
㈱平山設備工業	筑紫野市二日市南2-8-18	092-923-4389	㈱白金	福岡市中央区白金1-16-19	092-531-2872
㈱帆足設備	筑紫野市紫7-7-5	092-922-6382	㈱武内住宅設備機器	福岡市博多区麦野1-30-14	092-591-0783
㈱ホーラーサービス社	筑紫野市原田7丁目3-7	092-926-2888	㈱千代田工業所	福岡市南区塩原4-28-25	092-512-8431
㈱天山工業	筑紫野市大字天山284-1	092-927-0068	㈱キワ設備	福岡市早良区東入部1丁目2番47号-201	092-872-3200
筑後地区			㈱藤善設備工業	福岡市東区八田1-7-32FSKビル1号館	092-663-6789
㈱一新住宅	うきは市浮羽町東隈上479-8	0943-77-7464	㈱マルコー設備	福岡市早良区四箇6丁目7-6	092-812-2387
㈱伊福綜合設備	うきは市浮羽町三春2525-5	0943-77-2413	㈱南日本電設工業	福岡市南区清水2丁目13-18	092-542-0620
岩佐設備	うきは市吉井町新治1270-1	0943-76-3001	㈱ミヤビ工業	福岡市東区土井2-2-30	092-410-8833
五和建設興産	うきは市浮羽町朝田140-1	0943-77-7640	㈱望月住設	福岡市西区今津737-2	092-806-2018
竹内設備	うきは市吉井町894-1	0943-76-9280	㈱山下設備	福岡市西区石丸2-17-6	092-881-8167
岩永設備	三潞郡大木町大字大角1968-1	0944-32-0613	遊設	福岡市城南区片江1-18-17-108	092-982-0641
㈱廣松設備	三潞郡大木町大字三八松2234-6	0944-32-1237	石橋設備工業㈱	糸島市高田5丁目21番7号	092-332-7540
大川電気興業㈱	大川市大字小保809番地14	0944-87-7654	㈱浦山設備工業	糸島市二文吉井3725番地5	092-326-5124
シマ工業㈱	大川市大字下林400-1	0944-87-4465	㈱トーマス	福津市津丸930	0940-42-4331
㈱村尾	大川市大字小保30番地	0944-86-2523	北九州地区		
龍設備企画	大川市大字新田1330番地9	0944-87-3263	㈱九州水道修理サービス	北九州市八幡西区引野2丁目8番1号	093-644-2886
エス・ケイ・ジー	大牟田市笹原町3丁目73-8	0944-53-7350			
神楽設備	筑後市大字熊野231-11	0942-53-7742			
五熱企画	筑後市大字野町675-4	0942-53-0274			
小宮産業機械㈱	筑後市大字鶴田834-1	0942-53-7581			
ケア設備梅野	八女市黒木町本分1079	0943-42-3450			
ヒカリテックサービス	八女郡広川町大字藤田1207-3	0942-52-8306			

融資あっせんと利子補給制度

市では、水洗便所や排水設備の改造資金を自己資金のみでは、一時に負担することが困難な人に、市内の金融機関の融資をあっせんし、利子を補給します。

1. 融資のあっせんの要件

- ① 改造工事費を、一時に負担することが困難な人
- ② 家屋の所有者。所有者でない場合は、改造することについて所有者の同意を得た使用者
- ③ 一定の職業を有し、又は相当の資産を有する人
- ④ 借入金の償還能力を有する人
- ⑤ 市税・受益者負担金を滞納していない人
- ⑥ 原則として、市内に居住している確実な連帯保証人（1人）がある人

2. 融資額

10万円以上～50万円以内

※ 融資額は、改造工事費の範囲内で、万円単位で融資します。

3. 償還回数と貸付利率

次の3通りの償還方法の中から選んでいただきます。

月賦償還	12回（1年）	24回（2年）	36回（3年）
貸付利率	年利3.3%	年利3.4%	年利3.5%

※ 貸付利率は、長期プライムレートの変動により変更されることがあります。

4. 借入申込みに必要な書類

次の、①～⑥までの書類を工事着手前に提出してください。

- ① 水洗便所及び排水設備改造資金融資借入申請書…下水道課で配布
- ② 改造工事に関する設計見積書…指定工事店に依頼し作ってもらいます
- ③ 申請人と家屋の所有者が異なる場合は、家屋の所有者の承諾書
- ④ 申請人と連帯保証人の印鑑登録証明書…市民課で発行
- ⑤ 申請人と連帯保証人の所得証明書(所得が無い場合は、無所得証明書)…税務課で発行
- ⑥ 申請人と連帯保証人の納税証明書(非課税の場合は、非課税証明書)…収納課で発行

※ その他、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

5. 利子補給制度

融資あっせん制度により貸付を受けて返済を完了した人に、支払利子総額の2分の1を補給します。

(1) 要件

- ① 融資あっせん制度により貸付を受けて返済を完了した人
(繰上償還により融資期間が1年未満となった場合を除く)
- ② 市税および受益者負担金を滞納していないこと
- ③ 下水道処理公示日から3年以内に排水設備の工事を行った人

(2) 申請方法

次の、①～②の書類を融資金の返済が完了した日から2ヵ月以内に提出してください。

- ① 申請書…下水道課で配布
- ② 申請人の納税証明書(非課税の場合は、非課税証明書)…収納課で発行

詳しい内容や手続きについては下水道課まで

下水道使用料

下水道を使用するようになると、水道水や井戸水等の使用水量を基礎にして算定した下水道使用料を納めていただくことになります。

下水処理場で汚水をきれいな水に処理したり、公共下水道管の清掃や修理などを行うために、たくさんの経費がかかります。この費用を利用者の皆様に負担していただくのが、下水道使用料です。

なお、この使用料には、雨水の排除にかかる経費は含まれていません。

1. 公共下水道使用届・変更届

(1) 下水道の使用を開始または廃止された場合は、ただちに下水道課まで提出してください。

※ 提出届用紙 公共下水道使用（開始・休止・廃止・再開）届

(2) 使用水の変更（井戸の使用など）、名義の変更、世帯人数に変更（井戸をご利用の場合）などがあつた場合も、必ず下水道課に届け出てください。

※ 提出届用紙 公共下水道使用事項変更届

(公共下水道使用(開始・休止・廃止・再開)届)

公共下水道使用(開始・休止・廃止・再開)届

提出先 小郡市 下水道課

提出日 平成 年 月 日

住所 小郡市 丁目 番 号

氏名 姓 名 印

電話番号

変更内容

1. 使用開始/休止/廃止/再開の理由

2. 使用開始/休止/廃止/再開の時期

3. 使用開始/休止/廃止/再開の場所

4. その他

提出先 小郡市 下水道課

提出日 平成 年 月 日

住所 小郡市 丁目 番 号

氏名 姓 名 印

電話番号

変更内容

1. 使用開始/休止/廃止/再開の理由

2. 使用開始/休止/廃止/再開の時期

3. 使用開始/休止/廃止/再開の場所

4. その他

提出先 小郡市 下水道課

提出日 平成 年 月 日

住所 小郡市 丁目 番 号

氏名 姓 名 印

電話番号

変更内容

1. 使用開始/休止/廃止/再開の理由

2. 使用開始/休止/廃止/再開の時期

3. 使用開始/休止/廃止/再開の場所

4. その他

(公共下水道使用事項変更届)

公共下水道使用事項変更届

提出先 小郡市 下水道課

提出日 平成 年 月 日

住所 小郡市 丁目 番 号

氏名 姓 名 印

電話番号

変更内容

1. 使用開始/休止/廃止/再開の理由

2. 使用開始/休止/廃止/再開の時期

3. 使用開始/休止/廃止/再開の場所

4. その他

提出先 小郡市 下水道課

提出日 平成 年 月 日

住所 小郡市 丁目 番 号

氏名 姓 名 印

電話番号

変更内容

1. 使用開始/休止/廃止/再開の理由

2. 使用開始/休止/廃止/再開の時期

3. 使用開始/休止/廃止/再開の場所

4. その他

提出先 小郡市 下水道課

提出日 平成 年 月 日

住所 小郡市 丁目 番 号

氏名 姓 名 印

電話番号

変更内容

1. 使用開始/休止/廃止/再開の理由

2. 使用開始/休止/廃止/再開の時期

3. 使用開始/休止/廃止/再開の場所

4. その他

2. 汚水排出量の決め方 1期(2か月)

(1)水道水使用の場合は、水道使用水量とする。(水道使用水量＝汚水排出量)

(2)井戸水使用の場合は、世帯の人数(排水人口)により下表のとおりとする。

世帯人数	井戸水使用の場合の汚水排出量(2か月)
1人	16m ³
2人	32m ³
3人以上	48m ³

(3)水道水と井戸水を併用の場合は、水道使用水量に下表の水量を加算したものとする。

世帯人数	水道使用水量に加算する水量(2か月)
1人	+ 8m ³
2人	+16m ³
3人以上	+24m ³

(4)業務用として井戸水等使用の場合は、原則としてメーターを設置し市長が認定する。

3. 下水道使用料金表

(区分 2か月)

汚水の種類	区 分		使用料
一般汚水	基本使用料	汚水排出量10m ³ まで	2,000円
	従量使用料 (1m ³ につき)	11m ³ ～ 20m ³	1m ³ につき 70円
		21m ³ ～ 60m ³	// 190円
		61m ³ ～ 200m ³	// 225円
		201m ³ ～ 400m ³	// 265円
		401m ³ ～1000m ³	// 320円
		1001m ³ 以上	// 350円

(消費税相当額は除く)

◆下水道使用料の計算方法

下水道使用料＝(基本使用料＋従量使用料)×1.08(10円未満切捨て)

下水道使用料 早見表（2か月分）

汚水量 (m³)	金額 (円)	汚水量 (m³)	金額 (円)	汚水量 (m³)	金額 (円)	汚水量 (m³)	金額 (円)
基本 使用 で料 1 0 m³	2,160	29	4,760	53	9,680	77	15,250
		30	4,960	54	9,890	78	15,490
		31	5,170	55	10,090	79	15,740
		32	5,370	56	10,300	80	15,980
		33	5,580	57	10,500	81	16,220
		34	5,780	58	10,710	82	16,470
11	2,230	35	5,990	59	10,910	83	16,710
12	2,310	36	6,190	60	11,120	84	16,950
13	2,380	37	6,400	61	11,360	85	17,190
14	2,460	38	6,600	62	11,610	86	17,440
15	2,530	39	6,810	63	11,850	87	17,680
16	2,610	40	7,020	64	12,090	88	17,920
17	2,680	41	7,220	65	12,330	89	18,170
18	2,760	42	7,430	66	12,580	90	18,410
19	2,840	43	7,630	67	12,820	91	18,650
20	2,910	44	7,840	68	13,060	92	18,900
21	3,120	45	8,040	69	13,310	93	19,140
22	3,320	46	8,250	70	13,550	94	19,380
23	3,530	47	8,450	71	13,790	95	19,620
24	3,730	48	8,660	72	14,040	96	19,870
25	3,940	49	8,860	73	14,280	97	20,110
26	4,140	50	9,070	74	14,520	98	20,350
27	4,350	51	9,270	75	14,760	99	20,600
28	4,550	52	9,480	76	15,010	100	20,840

（消費税相当額を含む）

4. 下水道使用料の納付方法

下水道使用料は、2か月を1期として偶数月(4、6、8、10、12、2)に納めていただきます。納付方法は「直接納付」と「口座振替」の方法があります。

- ① 直接納付は、下水道課から納付書を送付いたしますので、納期限内に金融機関・コンビニで納めていただきます。
- ② 口座振替は、ご使用者のお取引金融機関の預金口座から自動的に納めていただきます。

下水道受益者負担金

市では、公共下水道事業を計画的に整備するため、都市計画法に基づき「小郡都市計画下水道受益者負担に関する条例」（昭和62年条例第22号）を制定し、受益者負担金を納めていただいています。この負担金は、下水道建設事業の貴重な財源となっています。

下水道受益者負担金制度の趣旨

1. 国の指導

下水道事業を進めるために、国は都市計画法第75条に基づき、下水道を利用する人（受益者）に建設費の一部を負担していただき、遅れている下水道を早期かつ計画的に整備するよう指導しています。

2. 建設財源の確保

下水道を整備するためには多額の費用（建設費）が必要ですが、これに必要な財源は、国や県からの補助金や借入金（地方債）のほか、受益者負担金などでまかっています。

3. 負担の公平性

下水道が整備されると、くみ取り便所の水洗化をはじめ、台所や風呂など宅地内からの家庭雑排水の処理、降雨時の浸水の防除、工場などからの排水の処理などによって、みなさんのまわりの生活環境が大きく改善されます。

しかし、道路や公園などの一般の公共施設とは違って、下水道の便益を受ける市民は、下水道が整備された区域の方に限られます。そのため、建設費の全てを一般の税金でまかなうことは市民全体から見た場合、不公平な面があります。

そこで、負担の公平性を図るため、下水道の整備によって利益を受ける人たちに建設費の一部を負担していただき、より一層の整備促進を図ろうとするのが、受益者負担金の趣旨です。

1. 受益者負担金を納めていただく方（受益者）は

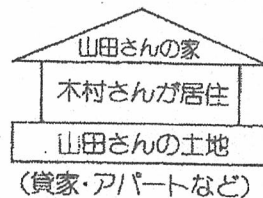
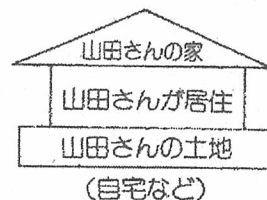
「下水道が整備された区域内のすべての土地」の所有者に納めていただきます。ただし、長い期間にわたって土地を借りている場合などは、土地に対する権利が非常に強いためその土地の権利者（地上権者・質権者・使用借主・賃借人などで土地を借りている人）に納めていただきます。

一時使用及び借家人（一般の借家人・社宅・市・県営住宅入居者）は受益者ではありません。

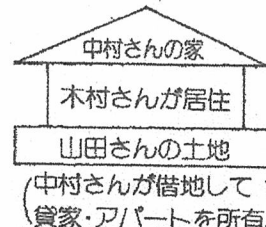
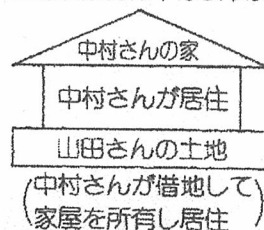
なお、負担金の賦課は年度当初に送付する「下水道事業受益者申告書」をもとに行いますので下図を参照のうえ申告してください。

受益者負担金賦課対象者（受益者）図

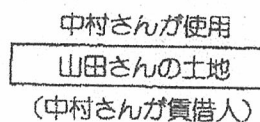
例(1) 受益者は、山田さん（単独で申告する）



例(2) 受益者は、山田さんまたは土地の権利者の中村さん
(山田さんが単独または中村さんの署名、認印を取って申告する)



例(3) 受益者は、山田さんまたは権利者の中村さん
(山田さんが単独または中村さんの署名、認印を取って申告する)



申告書記入例

受益者負担金納付者が土地所有者の場合。

838-0000

小都市小郡000-0

小郡 太郎 殿

下水道事業受益者申告書

小郡市小郡000-0

氏名 小郡 太郎 電話 0942-00-0000

※この申告書は、裏面（申告書の書き方）を読んで、土地の中だけ記入してください。

※下記の欄は、他人に土地を貸していない人は記入する必要はありません。

土地の所在（受益地）	地目	地積	負担金額	権利の種類	土地所有権以外の受益者（地主権を有する者）	備考	権利の所在
① 小都市小郡000-0	宅地	100.00		所有権			
	宅地	28.000		所有権			
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
⑩							
	総地積	100.00					
	総負担金額	28,000					

（注）※印の欄は土地所有権以外の権利者（借地人など）を負担金納付者と定めた場合に記入してください。
（※印の欄に申告された方から負担金を納めていただくことになります。）

受益者負担金納付者を土地の権利者の小郡花子さんと定めた場合。

838-0000

小都市小郡000-0

小郡 太郎 殿

下水道事業受益者申告書

小郡市小郡000-0

氏名 小郡 太郎 電話 0942-00-0000

※この申告書は、裏面（申告書の書き方）を読んで、土地の中だけ記入してください。

※下記の欄は、他人に土地を貸していない人は記入する必要はありません。

土地の所在（受益地）	地目	地積	負担金額	権利の種類	土地所有権以外の受益者（地主権を有する者）	備考	権利の所在
① 小都市小郡000-0	宅地	100.00		所有権	（838-0000）	小郡 花子	
	宅地	28.000		所有権	（838-0000）	小郡 花子	
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
⑩							
	総地積	100.00					
	総負担金額	28,000					

（注）※印の欄は土地所有権以外の権利者（借地人など）を負担金納付者と定めた場合に記入してください。
（※印の欄に申告された方から負担金を納めていただくことになります。）

2. 受益者負担金の額

負担金は、土地の面積に応じてかかりますが、負担金の額は、所有されている土地、または権利のある土地の面積に、1平方メートル当たり280円（坪当たり約924円）を乗じて算出した額です。

（例）330㎡（約100坪）の土地を所有している場合

《負担金総額》 $280\text{円} \times 330\text{㎡} = 92,400\text{円}$

3. 受益者負担金を納める方法（毎年7月に納付書を送付します）

負担金は、5年分割で1か年分を4期に分けて、計20回に分割して納めていただきます。また、全額一括納付または年度分をまとめて納期前に納めることができます。納期は、次のとおりです。

第1期	7月1日～	7月末日
第2期	9月1日～	9月末日
第3期	11月1日～	11月末日
第4期	翌年1月1日～	1月末日

（5年間で
20回の
分割払い）

*2の（例）の92,400円（330㎡）で計算すると

初年度第2期以降 $92,400\text{円} \div (5\text{年} \times 4\text{期}) = 4,620 \div 4,600\text{円} (19\text{回})$

初年度第1期分のみ $92,400\text{円} - (4,600 \times 19\text{期}) = 5,000\text{円} (1\text{回})$

※負担金総額を20で除して得た額に、100円未満の端数があるときは、初年度第1期納付額に加算する。

納付方法は、①毎年7月にお送りする「納付書」により市指定の銀行などに直接納めていただく方法と、②納期ごとに預金口座から自動振替によって納付できる「口座振替」の方法があります。「口座振替」を希望される方は、納付書・預金通帳・印鑑をもって、市指定の金融機関で手続きをしてください。

4. 受益者負担金を納めていただく時期

受益者負担金を納めていただく区域が定まりますと「賦課対象区域」として、年度当初に公告します。

この公告の日現在の受益者に負担金を納めていただくことになります。負担金は、税金と異なりその土地に対して一度だけ負担していただくものです。

なお、負担金は下水道を使用する、しないに関係なく納めていただくことになっています。

5. 受益者負担金の賦課保留

現在、耕作中の農地等については、市長が認めた場合、当該土地が宅地化されるまでの間、負担金の一部または全部について賦課保留することができます。

賦課保留を希望される方は、「下水道事業受益者負担金賦課保留申請書」を提出してください。

受益者負担金賦課保留認定基準

賦課保留の対象となる土地		賦課保留の期間
地 目	認 定	
農地・山林等	現に耕作されている農地等	宅地化される日まで

6. 地目の変更届

賦課保留の土地が、宅地として地目変更されたとき又は現況が宅地化されたときは、変更があった日から10日以内に「土地の地目変更届」を提出してください。

賦課保留の理由がなくなったときは、賦課保留を取消した日の属する年度の翌年度より負担金を納めていただきます。

7. 受益者負担金の徴収猶予

現在、受益者に災害等の不慮の事故が生じ、負担金を納付することが困難なときは、市長が認めた場合、納付を一定期間猶予することができます。

徴収猶予を希望される方は、「下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書」を提出してください。なお、徴収猶予の理由がなくなったときは、猶予されていた期間の負担金は一括して納めていただきます。

受益者負担金徴収猶予基準

項 目	期 間	内 容	更 新	取 消
1. 私道関係	1 年	私道の所有者が排水設備の設置を承諾しないため、公共下水道の利用ができない受益者	1 年経過後もなお設置できないときは、申請により、設置できるまで、1 年ごとに延長する。	猶予期間中であっても理由が消滅した時は取消します
2. 裁判上の係争地	1 年	土地の所有権、賃借権等について争っている受益者	1 年経過後もなお決着がつかないときは、申請により判決確定まで1 年ごとに延長する。	
3. 災害・盗難その他の事故	1 年	火災等のり災者		

8. 受益者、住所に変更があった場合

納付の途中で、土地の売買や権利関係の変更などで土地の所有者（権利者）に変更があった場合は「下水道事業受益者変更届」を提出すれば、新たな受益者が提出日以降の納期より負担金納付者となります。なお、この届出は当事者双方の記名・捺印が必要です。

また、受益者の住所などに変更があったときは「下水道事業受益者住所等変更届」を提出してください。

9. 受益者負担金の減免

受益者負担金は税金と異なり、すべての土地が賦課の対象となります。しかし、次のような土地については、市長が認めた場合は、負担金の一部または全部を減免することができます。

減免の対象となる方は必ず「下水道事業受益者負担金減免申請書」を提出してください。

受益者負担金減免基準

減免の対象となる土地	減免率
国・県・市が所有し、又は使用している土地	25～100%
民営鉄道の施設用地	25～100%
学校法人が設置する学校の土地	25～50%
社会福祉施設用地	50%
宗教法人の境内地	50%
墓地	100%
公衆用道路として使用する私道 (公道から公道へ通じる私道で固定資産税非課税のもの)	100%
がけ地等のため宅地化が困難な土地	25～100%
町内の集会所、消防団倉庫	50%
公の扶助を受けている受益者（生活保護等）	100%

工場・事業所排水と除害施設

下水道が整備されると、全ての下水が下水道に流せるとは限りません。工場や事業所からの排水の中には、下水道管を損傷したり、処理場の機能を妨げたりするおそれのあるものがあります。

供用（使用）区域内では、公共下水道に排除する下水は、水洗便所から排除される汚水を除き、公共用水域（海・川など）に排水の水質基準があるのと同様に下水道にも下水道法や市下水道条例等によって水質等の排水基準が定められています。

この排水基準を超える水質の下水（悪質下水）を排除しようとするときは、除害施設等を設置し排水基準に適合する水質の下水にしてから公共下水道に排除しなければなりません。

基準は、温度・pH・SS・BOD・油類・重金属等の項目ごとに定められ、このうち1項目でも基準を超えていれば悪質下水とみなされます。



特定施設の設置者へ

下水道供用（使用）区域内の水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設の設置者で、下水道を現に使用しているもの又は使用しようとするものは、下水道法に基づく特定施設の設置届を市に提出しなければなりません。

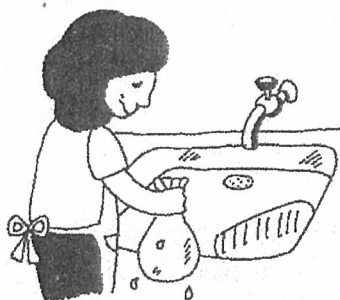
排水設備の正しい使い方

宅地内の排水設備の管理は皆さんで

快適な生活をするための水洗化ですが、使用上の注意をおこたると故障をおこしたり、設備の寿命を縮めたりします。また、簡単な修理でも思わぬ費用がかかることもありますので、故障をおこさないよう日頃の管理を行ってください。

排水口から異物を流さない

便所・台所・風呂場・洗たく場などの排水口から新聞紙・野菜くず・脱脂綿・布くず・油類などを流さないでください。



簡単なつまりは「ラバーカップ」で…

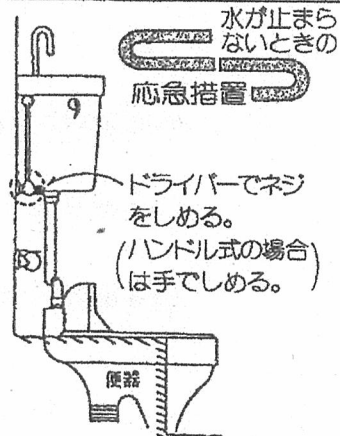
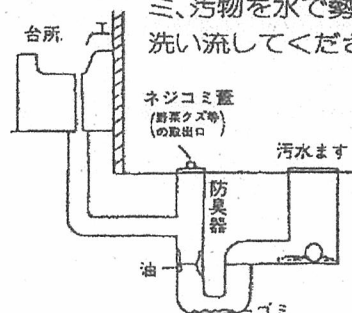
排水口の近くの簡単な「つまり」は市販の「ラバーカップ」で直せますので、備えておくくと便利です。



防臭器、汚水ますの清掃を…

防臭器は月1回程度、中に付着している油を落としたり、水を勢いよく流してゴミを洗い流してください（野菜くず等は下水に流さないでください）。

また、汚水ますに付着している油、ゴミ、汚物を水で勢いよく洗い流してください。



図の点線で囲んだ部分に水をとめるネジがありますから、これをしめてください。

下水道を利用される方々へ

ディスポーザー（台所ゴミ粉碎機）を使用しないで下さい。

〔平成 20 年 月より排水処理システムを備えるものについては〕
設置ができるようになりました。〕

下水道は、自然や人々の生活環境をよくするための私たちの公共の財産です。下水道を利用するときは、一人一人が注意して、大切にしていかなければなりません。

野菜クズなどディスポーザーで粉碎した物を下水道管に流しますと、家庭内の排水設備や下水道管が詰まって悪臭の原因になったり、ポンプ設備や終末処理場の機能を低下させることになりますので、下水道を利用される方は、ディスポーザーを使用しないでください。

◇下水道についてのお問合せは◇

小郡市役所下水道課へ

〒838-0198 小郡市小郡255-1

電話 0942-72-2111

◎下水道使用料及び下水道受益者負担金

〈管理係 内線342・343〉

◎下水道工事

〈工務係 内線344・345〉

◎排水設備（水洗化）工事

〈工務係 内線344・345〉